

# 議員期末手当が上がります

人事院勧告に基づき、議員の期末手当が見直されました。

はない。

## 市に質問

**Q** 人事院勧告を議員に適用する理由は。

**A** 議員の期末手当は、従来も職員に準じて改正を行っている。

**Q** 改定する法的根拠は。  
**A** 条文に書かれているわけではなく、法的根拠

**Q** 他市の状況は。

**A** 名古屋市を除く県内37市中、本市を含め32市が、同様の条例改正を行い、5市は、据え置きや上程をしない。

**Q** 期末手当も報酬審議会の中に含めるべきでは。  
**A** 現在、考えていない。

## 討論

### 賛成

独自の人事委員会を持たない市において、国の人事院勧告は、重く受け止めるべきで、県内他市も同じように改正している。市の状況も理解した上で、議員の職務を精励すべきだ。

### 反対

議員報酬と同じように、期末手当も人事院勧告に沿ってではなく、報酬審議会による議論を踏まえて提案すべきだ。人事院勧告に国も従わなかったことがあり、必ずしも従わなければならないものではない。市民の負担が増える中、報酬などの引き上げは、市民の理解は得られない。

# 新たな農業委員会制度が始まります

が、議決権はない。

**Q** 法改正により市の仕組みを変えるということの解釈でよろしいか。

**A** その通りだ。

**Q** 農業委員は農地パト

**A** ロールをしなくなるのか。必要に応じて行う。

**Q** 国はなぜ農業委員会を大幅に改正したのか。

**A** 農地の利用最適化の推進が必要義務とされたからだ。

## 市に質問

**Q** 農地利用最適化推進委員の主な業務と農業委員会委員との違いは。

**A** 農地利用最適化推進委員は、農地パトロール、耕作放棄地の発生防止と日常的な現場活動が主な業務となる。

農業委員は、農地法に基づき許認可等の法令業務を担う。農地利用最適化推進委員は農業委員会に必要に応じて出席し、意見を述べることは出来



▲農業委員による農地パトロール

### ◆議案第56号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
(期末手当の支給月数)

期末	改正前	改正後	
		平成28年 12月1日～	平成29年 4月1日～
夏	150/100	150/100	155/100
冬	165/100	175/100	170/100
合計	315/100	325/100	325/100

※実際の支給には、更に加算率120/100を乗じます。